松山地方裁判所委員会(第6回)議事概要

- 1 日 時2月22日(水)午後1時30分から午後4時まで
- 2 場 所 松山地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委 員) 明石成司,上野公裕,角谷比呂美,黒田徹三,田中信義, 西蔭健,藤川研策,增本基,山本耕平

(事務担当者) 原事務局長,門田総務課長,櫛辺総務課課長補佐

- 4 議 事 (■委員長, ○委員)
 - (1) 「裁判員制度全国フォーラム i n 愛媛」について,裁判所から実施状況について報告

昨年11月26日,愛媛県女性総合センターにおいて,裁判員制度全国フォーラムin愛媛を開催した。このフォーラムは,国民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」への理解を深めるためにシンポジュウムとして開催されたもので、当日は、満席の状態で市民330人に参加いただいた。

フォーラムの参加者の330人の約7割の229人からアンケートの回答をいただいたが、そのうち、「参加したい」が85人、「国民の義務であれば参加するのもやむを得ない」が120人で、これらを合わせると、アンケートの回答者の9割近くの方から、裁判員制度に前向きな回答を得た。

- (2) 「裁判員制度模擬裁判(模擬評議)」について、裁判所から説明 平成18年2月23日(木)、松山地方裁判所において、評議を中心とした 裁判員模擬裁判を行う。裁判員としてフォーラムのパネリストやマスコミ関 係者を人選し、商工会等経営者団体、教育委員会の関係者にも傍聴していた だく予定である。
- (3) 「裁判員制度を知ろう@愛媛シンポジュウム」について、明石委員から紹

平成18年1月14日,法務省主催で,松山大学において開催し,市民45 0人に参加いただいた。シンポジュウムでは、映像を使って制度の意義や内容を説明をしたほか、西村雅彦主演のドラマを上映した。

- (4) 全般的な広報について裁判所から報告
 - ①裁判所裁判員制度広報推進松山地方協議会の活動について報告
 - ②出張講義について紹介
 - ③裁判員制度についてリビング松山に広告を依頼
 - ④市・町との連携の強化
 - ⑤施設の充実
- (5) 民事・刑事・簡裁の事件数推移について裁判所から報告
- (6) 「裁判員制度」についての質疑
 - ○裁判員制度フォーラム参加者のアンケート結果によると、9割が関心をもち、前向きな回答を得たようであるが、その結果は、フォーラムに足を運んだ人を対象にしているので、全体の意見としてみるには、割引いて評価する必要があると思われる。
 - ○制度が始まる21年までの約3年という期間は、国民にその制度を十分に理解してもらうためには、決して長い期間ではないので、それまでに効果的な広報を行う必要がある。
 - ○裁判員として参加することで、仕事に支障があった場合の補償がどうなるのかということに関心がある。最近、中小企業や零細企業の経営者と懇談する機会があったが、重要な立場にある従業員が、数日間、会社を空けることは、経営者にとっては、死活問題であり、その場合に何らかの補償はあるのかとの声があった。
 - ■現在のところ,辞退の可否に関する具体的な運用基準は決まっていないが, 実情に即した適正な運用がされるものと思われる。会社の経営者や自営の方が

裁判員として参加することで、経営や仕事に大きな影響が出る場合は、辞退を 認める方向で検討することになろう。

○裁判員制度の仕組み等の技術的内容については認知が進みつつあるようであるが,裁判に国民が参加することの意義について,まだまだ認知されていないように思う。裁判員制度や裁判員裁判に参加することの意義についての専門家の意見を新聞等に掲載する必要がある。

市町村合併の際に、自治体がどのように住民に周知したかを見ると、区長会や理事会などを上手に利用して広報していた。裁判員制度の広報を裁判所だけとか、法曹三者だけで行うことは困難である。区長会等を通じて国民のすみずみまで制度の趣旨や内容が広がり、主婦レベルで話題になるようにする必要があると思われる。そのためには行政の協力が不可欠であろう。

- ○裁判所作成の自治体向けの広報用原稿は、5回シリーズで分かりやすい。積極的に活用するとよい。
- ○広報は、最終的には、自治体の広報が一番有効であると思う。区長、組長を 利用した広報活動を積極的にやっていただきたい。
- ○一番人口の多い松山市にも大いに協力を求めるべきではないか。
- ■前回出された委員の意見を受けて、裁判所では各自治体を訪問して裁判員制度の広報について理解を求めたところ、ほとんどの自治体が協力的であった。 早速、県内の各自治体に広報を依頼したところ、すでに、伊予市、四国中央市、愛南町では、広報誌に掲載していただいた。

企業関係に対する取り組みがまだできていないので、今後、商工会議所等を 通じて働きかけをしていきたい。

- ○広報は、目で見てもらうのが一番効果がある。特に民放で放映すると、より 多くの国民に関心を持ってもらうことができるのではなかろうか。
- ○裁判員裁判では、裁判員は量刑の選択にも関わるので、国は量刑に関するデーターを集約して、裁判員に提供できるようにすることも必要である。

- ○裁判員制度の広報と合わせて、法教育も大切である。
- ■昨年,弁護士会が愛光学園で法教育関連授業を行った。今年度も大学や高校を対象として積極的に取り組んでいきたい。
- ○職場で、裁判員制度の関心度等について尋ねたが、まだまだ知られていない。
- ○裁判員の職務内容がわからないとやりたくないという意見がでると思う。今後は、知名度から裁判員の職務の内容について重心を移し広報をしていく必要がある。
- ○裁判所と同様に,裁判員制度の広報を行う側として,まだまだ満足している わけではないが,当初よりは裁判員制度は認知されてきたと思う。法曹三者で 協力し,積極的に広報していくことが重要である。
- ○裁判員裁判における評議は、初めて顔を合わした人同士で行うことになるが、 裁判長はその人達から意見を引き出すことが必要であり、相当の負担になると 思われる。裁判官のそうしたトレーニングも必要であると思われる。
- ■模擬評議もその一つだが、裁判員制度に導入に向けた裁判官の研修は、司法 研修所等で行っている。

5 次回

「司法改革等に伴い裁判所に新たに導入された諸制度について」 6月6日(火)午後1時30分から午後4時まで